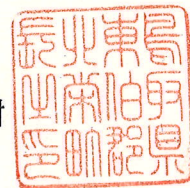


令和5年度北栄町農業施策に関する意見書に対する回答について

令和 5年12月26日

北栄町農業委員会会長 永田 恭彦 様

北栄町長 手嶋 俊樹



令和5年11月21日付で提出された「令和5年度農業施策に関する意見書」で提案のあったご意見については、農業委員会等の法律（昭和26年法律第88号）第38条第2項の規定に基づき、下記のとおり考慮し農地等の利用の最適化の推進に関する施策を行っていきます。

1 地域の農業を守る

① ジャンボタニシ対策の強化について

町再生協議会において、被害防止対策に係る「北栄町ジャンボタニシ対策連絡会」を設置しています。

この組織を、当分の間、設置し、関係機関が定期的に情報交換・情報共有を行い、ジャンボタニシの発生地域の拡大防止、食害を抑える対策を着実に実施します。

防除対策に係る町補助事業については、令和6年度も令和5年度と同規模の取り組みを予定しています。ただし、将来的には、当該補助事業の各メニューに一定以上の防除効果と有効性が確認できた場合には、当該事業の縮小又は廃止とします。

被害防止対策については、町全体で同規模の取り組みとして実施、継続できるよう、関係機関、専門家との連携、先行事例を参考に有効な事業に取り組みます。

② ブドウ栽培農家への手厚い支援について

令和5年度は、ブドウ生産部が主体で、J A・県・町などの関係機関と連携を図り、就農相談会への出展、消費者対面による販売促進等の各種事業を展開されています。

また、県の産地主体型就農支援事業を活用し、ブドウ産地の維持・発展に向け「将来ビジョン」を策定されます。このビジョンには「栽培面積・販売額・生産者数・新規就農者数の目標値、ブドウ農地の維持管理、新規就農者の受入体制」等について5年間の計画を定め、生産部主体で後継者の確保・育成に取り組まれます。

町においては、この「将来ビジョン」達成に向け、J A・県等と連携し生産部の支援を行います。

なお、ハウスの撤去費用支援については、他市町を参考に引き続き検討します。

砂丘畑のかんがい設備の更新については、町単独事業による支援は困難であるため、改良区・生産部・J A・県等で意見交換、対応方法を協議し、可能な範囲で必要な支援を検討し、国・県へ支援の要望を行っていきます。

③ 生産部組織の強化について

生産部組織の強化、各生産部の課題解決については、J Aが主体となり取り組まれているところで、今後においても、同様であると考えています。

町においては、北栄町農業の産地維持・発展、各品目の生産額が向上するよう、J Aとの情報共有、また、県との連携により各生産部を後押しします。

令和5年度は、西瓜・長芋・らっきょう・花き・ぶどう・白ネギなど多くの生産部がJ Aと連携し販売促進、新規就農者確保に向け、主体的な活動を実施され、町・県もサポートを行っています。

町・県が実施する各支援事業は、J Aが実施主体となり各生産部の事業に取り組んでいるため、生産部間の公平性、事業効果が図られるよう、町からJ Aへ対し事業目的等を再周知します。

④ 農業の将来を考える体制の構築について

北栄町農業の将来については、「北栄町農業まちづくり条例」を骨子とし、「北栄町まちづくりビジョン」「農業振興基本計画」のほか、その他の計画等に掲げ、現在取り組みを進めています。

これらの計画には、委員会が設置され、町内団体及び関係者に限らず幅広い機関の者を委員に委嘱しています。

ご意見のあった、新たな体制の設置ではなく、既存の委員会、農業指導者連絡協議会等を活用・連携させ、計画達成に向けた方策の検討を図ることが有効と考えます。

2 地域の農地を守る

① 定年就農者への補助事業について

農地を将来にわたって持続的に活用する多様な担い手を確保することを目的として、定年、早期退職等を迎え、農業経営を開始する者(定年帰農者等)が導入する機械・設備等の初期投資費用、就農初期の生活費については、県補助事業の「就農条件整備事業」及び「就農応援交付金」が活用できます。

本町は、当該事業の対象年齢の引き上げを行い、他市町に比べ拡充して支援を行っているため、町独自支援は考えていません。

さらなる拡充に向けた町独自支援の施行については、県事業との公平性及び透明性、また、就農・営農に向けた円滑な推進の観点から考えていません。

② 維持する農業への支援について

町農業の営みは、農業生産だけでなく、町の自然環境、生活環境の維持に寄与し、また、町農業の経営体はまだまだ中小零細であることも事実です。

町農業に対する支援事業は、経営体の規模に関わらず、面積の規模拡大、販売額の増加、低コスト化等に向け、創意工夫を活かした取り組みに対し支援するべきと考えます。

維持する農業への支援については、町内の農業以外の産業、また、支援事業全般的に、事業の公平性の観点から適当でないため実施できません。

③ 持続可能な「米づくり」の検討着手について

少子高齢による人口減少や後継者不足により、農家の減少は今後も更に顕著になります。

これは、水田農業に限らず、町農業全般において同様であり、農家の減少は、農地の遊休化、荒廃に繋がり、ご意見のとおり、担い手や生産組織の再編・再構築は重要であると考えています。

町としては、現在の「人・農地プラン」、また、令和7年3月の「地域計画」策定に向けた地域での話し合いで出た意見等を踏まえ、持続可能な米づくりの基盤の再構築、町農業の基盤づくりに向け取り組みます。

3 地域の生活環境を守る

① ゴミのポイ捨て対策について

令和5年10月に環境見守り隊事業の一環で「ポイ捨てごみ撲滅活動」をお台場公園周辺で実施し、環境見守り隊、町民、町内企業から約40人の参加がありました。当日の様子は、TCC、町SNS等で発信しました。

ごみのポイ捨て対策については、この事業とともにクリーン作戦等の取り組みを今後も継続し、農地をはじめとした各地域において、環境問題に対する意識醸成を図っていきます。

② 鳥獣害対策について

令和4年度のご意見をうけ、令和5年度から、鳥獣の捕獲従事者の増加かつ鳥獣の捕獲による生活環境、農林業又は生態系に係る被害の減少を図ることを目的に、町補助事業を実施しています。

令和5年12月現在、この事業の相談が3件ありましたが、事業実施に至っていないところです。その理由は、ご意見のとおり「新たに狩猟免許を取得した者」という補助対象要件が要因となっています。

町としては、各地域で狩猟免許を新たに取得される方の状況、ご意見を踏まえ、この対象要件の見直しを検討していきます。

③ 飛砂問題への対策について

道路への飛砂堆積対策については、町の海岸線沿いにある松林が、その軽減に寄与していましたが、令和元年以降、松くい虫の被害松の伐倒により、松が減少していることから、検討が必要です。ただし、抜本的な対策は、町単独では困難であるため、国・県等と協議が必要だと考えています。

町では、農地にかかる飛砂対策として、被害松の伐倒後に、抵抗性クロマツ、マサキ等の広葉樹を植林し、飛砂防止、また、景観維持を行っているところで、今後も取り組みを継続します。

枯松の伐倒処理に対する支援拡大に向けては、事業の経済性、有効性等の観点を踏まえ検討しますが、現時点では、既存の松枯対策事業を有効活用していただくようお願いします。

④ 町の農業を理解する住民イベントの開催について

平成23年に「オール北栄アグリフォーラム」を実行委員会形式で初開催し、以降、令和元年のアグリフォーラムまで、計10回開催しました。

当該事業は、第10回フォーラム開催後の実行委員会において、一定の事業目的が達成できたこと、また、年々一般参加者が減少し、今後の増加が困難であること等を踏まえ、事業の終了を判断されました。

町において、今後同様のイベント開催は検討していませんが、ご意見のとおり、町民一人ひとりが、自慢のできる北栄町の農業を実感し、自信をもって多くの方に北栄町農業を広めていただくよう、町SNS等による情報発信により、町民へ農業・営農への理解とPRを図ります。